

令和8年度

令和8年度 門外地区外下水道管路施設点検業務

特記仕様書

点検工

弘前市 上下水道部 下水道施設課

業 務 内 容

「別表1」及び「図面」のとおり。

委 託 期 間 又 は 委 託 日 数

○	委託期間 令和 8年11月30日迄
	委託日数 日間

第 1 章 総 則

1. 適用範囲

- (1) 本仕様書は、弘前市上下水道事業（以下、「発注者」という。）が発注する下水道管路施設（管路・マンホール等）内の点検工に適用する。
- (2) 図面に記載された事項は、本仕様書に優先する。
- (3) 本仕様書及び図面（以下、「設計図書」という。）に疑義が生じた場合は、発注者と受注者との協議により決定する。

2. 成果の所有等

本業務に伴って得られた資料及び成果は発注者の所有とする。また、調査の成果等は、発注者の承諾なしに公表してはならない。

3. 用語の定義

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示とは、発注者の発議により、監督員が受注者に対し、監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、受注者の発議により、受注者が監督員に報告し、監督員が了解することをいう。
- (3) 協議とは、監督員と受注者が対等の立場で、合議することをいう。

4. 法令等の遵守

- (1) 受注者は、調査を実施するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関連する法令、条例、規則等、ならびに発注者が他の企業等と締結している協定等を遵守しなければならない。

①労働基準法	(昭和22年法律第49号)	及び同法関連法規
②労働者災害補償保険法	(昭和22年法律第50号)	及び同法関連法規
③消防法	(昭和23年法律第186号)	及び同法関連法規
④緊急失業対策法	(昭和24年法律第89号)	及び同法関連法規
⑤建設業法	(昭和24年法律第100号)	及び同法関連法規
⑥建築基準法	(昭和25年法律第201号)	及び同法関連法規
⑦毒物及び劇物取締法	(昭和25年法律第303号)	及び同法関連法規
⑧道路法	(昭和27年法律第180号)	及び同法関連法規
⑨下水道法	(昭和33年法律第79号)	及び同法関連法規
⑩中小企業退職金共済法	(昭和34年法律第160号)	及び同法関連法規
⑪道路交通法	(昭和35年法律第105号)	及び同法関連法規
⑫河川法	(昭和39年法律第167号)	及び同法関連法規
⑬電気事業法	(昭和39年法律第170号)	及び同法関連法規
⑭騒音規制法	(昭和43年法律第98号)	及び同法関連法規
⑮廃棄物の処理及び 清掃に関する法律	(昭和45年法律第137号)	及び同法関連法規
⑯水質汚濁防止法	(昭和45年法律第138号)	及び同法関連法規
⑰酸素欠乏症等防止規則	(昭和47年労働省令第42号)	及び同法関連法規
⑱労働安全衛生法	(昭和47年法律第57号)	及び同法関連法規
⑲振動規制法	(昭和51年法律第64号)	及び同法関連法規
⑳環境基本法	(平成5年法律第91号)	及び同法関連法規
㉑青森県公害防止条例	(昭和47年青森県条例第2号)	及び同法関連法規

- (2) 使用人に対する、諸法令等の運用、適用は、受注者の負担と責任のもとで行うこと。

なお、建設業退職金共済組合及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、受注者の責任において行うこと。

- (3) 適用を受ける諸法令は、改定等があった場合は最新のものを使用すること。

5. 提出書類

- (1) 受注者は、業務の着手及び完了に当って、次の書類を提出しなければならない。

①業務責任者届 ②業務計画書（監督職員からの指示時）

- (2) 提出した書類の内容を変更する必要があるときは、ただちに変更届を提出すること。

- (3) 受注者は、調査が完了した時は、次の書類を提出しなければならない。

1) 業務完成検査申請書 2) 業務報告書（一式） 3) 業務引渡書 4) 請求書

(4) 前記各項のほか、監督員が提出するように指示した書類は、指定期日までに提出すること。

6. 権利義務の譲渡等

受注者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

7. 再委託の制限

受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

8. 官公署への手続き

受注者は、契約締結後、すみやかに関係官公署等に、調査に必要な道路使用、交通の制限等の届出、または許可申請を行い、その許可等を受けること。

9. 現場体制

- (1) 受注者は、契約締結後、すみやかに代理人、並びに調査の技術及び経験を有する主任技術者を定めるとともに、現場に主任技術者を常駐させて、所定の業務に従事させること。
- (2) 管路施設内の点検を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に従事させること。
- (3) 受注者は、善良な作業員を選定し、秩序正しい作業を行わせ、かつ、熟練を要する調査には、相当の経験を有する者を従事させること。
- (4) 受注者は、適正な調査の進捗を図るとともに、そのために十分な数の作業員を配置すること。

10. 地先住民等との協調

- (1) 受注者は、調査を実施するにあたり、地先住民等に調査内容を説明し、理解と協力を得ること。
- (2) 受注者は、地先住民等からの要望、もしくは地先住民等と交渉があった時は、遅滞なく監督員に申し出て、その指示を受け、誠意を持って対応し、その結果をすみやかに報告すること。
- (3) 受注者は、いかなる理由があっても、地先住民等から報酬、または手数料等を受け取ってはならない。
なお、使用人等に対しても、上記の行為の内容について、十分監督指導すること。
- (4) 使用人等が前項の行為を行った時は、受注者がその責任を負うこと。

11. 損害賠償及び補償

- (1) 受注者は、下水道施設に損害を与えた時は、ただちに監督員に報告し、その指示を受けるとともに、すみやかに原状復旧すること。
- (2) 受注者は、調査にあたり、万一、注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

12. 工程管理

- (1) 受注者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行うこと。
- (2) 予定の工程表と、実績とに差が出た場合は、必要な措置を講じて、調査の円滑進行を図ること。
- (3) 日程の都合上、祝日又は休日等に調査を行う必要がある場合、又は夜間等に作業を行う必要がある場合は、あらかじめ、その作業内容、調査時間帯等について、監督員の承諾を得ること。

第 2 章 安全管理

1. 一般事項

- (1) 受注者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、「労働安全衛生法」・「酸素欠乏症等防止規則」及び「市街地土木工事公衆災害防止対策要綱」等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。
- (2) 作業中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨、出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるよう対策を講じておくこと。
管路施設内での標準的な作業中止基準は以下のいずれかの場合とする。
 - 1) 作業箇所または上流部に洪水または大雨の注意報・警報が発表された場合。
 - 2) 作業箇所または上流部に降雨や雷が発生している場合。

(3) 受注者は、以下の事項について調査・検討し、上記標準的な作業中止基準の他、自社における作業中止基準を設定し、対処対策方法について計画書に明示すること。作業中止基準等の設定にあたっては「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き(案)平成20年10月」(局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策検討委員会編)等を参考にすること。

1) 現場特性の事前把握

局地的な大雨等による急激な増水による危険性を把握、認識するために作業箇所及び付近の情報を収集し分析すること。

2) 作業の中止基準・再開基準

局地的な大雨等による被害を最小限に留めるため、現場特性、作業内容を踏まえて、作業の中止・再開を判断するための基準を人命優先で定めること。

3) 迅速に退避するための対策

作業を再開した後に、中止基準に至った場合や水位等の変化により急激な増水による危険性が察知された場合、管路施設内作業員を迅速に退避させるための対応方法等を定めること。

(4) 事故防止を図るため、安全管理については、調査計画書に明示し、受注者の責任において実施すること。

2. 安全教育

(1) 受注者は、調査に従事する者に対して、定期的に当該調査に関する安全教育を行い、調査員の安全意識の向上を図ること。

(2) 受注者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

3. 労働災害防止

(1) 現場の調査環境は、常に良好な状態を保ち機械器具その他の設備は常時点検して、調査に従事する者の安全を図ること。

(2) 酸素欠乏危険作業主任者を定め、その証となるものの写しを業務計画書に添付すること。

(3) マンホール、管きょ等に入入りし、又はこれらの内部で調査を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有害ガスなどの有無を、調査開始前と調査中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講ずるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。

なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、監督員が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。

(4) 調査中、酸素欠乏空気や有害ガスなどが発生した場合は、ただちに必要な措置を講ずるとともに、監督員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。

(5) 資格を必要とする諸機械を取扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、交通誘導警備員を配置すること。

4. 公衆災害防止

(1) 調査中は、常時点検現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。

(2) 調査現場には、業務委託名標示板(業務委託名標示板例参照)を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人、車輛交通等の安全の確保に努めること。

(3) 調査区域内には、交通誘導警備員を配置し、車輛及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。

交通誘導警備員の配置員数は、第4章「2. 特記事項」による。

(4) 調査に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。

(5) 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督員に提示すること。

5. その他

(1) 受注者は、調査にあたって、下水道施設またはガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。

(2) 万一、事故が発生した時は、緊急連絡体制に従い、ただちに監督員及び関係官公署に報告するとともに、すみやかに必要な措置を講ずること。

(3) 前項の通報後、受注者は事故の原因、経過及び被害内容を調査のうえ、その結果を書面により、ただちに発注者に届け出ること。

第 3 章 点 検 工

1. 一般事項

(1) 受注者は、業務計画書において点検箇所、点検順序、期間等を定めた点検計画、予め監督員の承諾を受けるものとし、実施日の作業開始及び作業終了時には必ず監督職員にその旨を報告したうえで作業に着手すること。

(2) 作業にあたっては、下水道施設等に損害を与えないよう十分留意すること。

(3) 調査にあたっては、精度を高めるように作業を行うこと。

- (4) 受注者が監督員の指示に反して、作業を続行した場合及び監督員が事故防止上危険と判断した場合等には、作業の一時中止を命ずることがある。
- (5) 調査にあたり、道路その他の工作物を、排出土砂等で、汚損させないこと。万一、汚損させた時は、調査終了の都度、洗浄・清掃すること。
- (6) 調査終了後は、すみやかに使用機械、仮設物等を搬出すること。

2. 下水道施設点検

(1) 業務計画書

受注者は、点検にあたり、事前に次の事項を記載した業務計画書を提出すること。

- 1) 業務概要
- 2) 点検計画（使用機器、使用作業車両、調査方法、実施工程等）
- 3) 現場組織（職務分担、緊急連絡体制等）
- 4) 安全計画（保安対策、道路交通の処理方法、管きょ内と地上との連絡方法、豪雨出水・地震時対策、酸素欠乏空気・有毒ガス対策等）
- 5) 道路使用等各許可書（写し）
- 6) その他（監督員の指示する事項）

(2) 点検機材

点検に使用する機材は、常に点検し、完全な整備をしておくこと。

(3) 点検時間

点検にあたっては、道路使用許可条件を厳守すること。

(4) 管口カメラによる調査

- 1) 管口カメラ点検工は、調査員がマンホールに入らず、地上部よりマンホール及び本管の異常の有無を、管口テレビカメラ等を用いて可視範囲を目視により点検する。マンホール内にロット付きテレビカメラを挿入し、十分な照明のもとマンホール内及び接続されている本管の状況を、調査員がモニターを見ながら点検を行うものである。
- 2) 点検項目は次によるものとする。

点検項目

地上部の状況

道路面の状況

- ① 亀裂、沈下、陥没、隆起の有無
- ② 溢水の有無
- ③ 周辺状況等の確認

マンホール蓋の状況

- ① 外観の確認（クラック、破損等の有無）
- ② がたつき、表面摩耗、蓋・枠間の段差の有無

マンホール内部の状況

流下及び堆積の状況

- ① 滞水の有無
- ② 流下障害物の有無（土砂、モルタル、油脂、木根、不法投棄物等）
- ③ インパートの形状確認、洗堀・破損の有無
- ④ 副管の閉塞・破損の有無

破損の状況

- ① 足掛金物の数確認、腐食・がたつきの有無
- ② ブロックの破損、クラック、腐食、ずれ、目地不良の有無
- ③ 側壁及び床版の破損、クラック、腐食の有無
- ④ 本管及び取付管の管口不良の有無
- ⑤ 不同沈下の有無

不明水の状況

地下水の侵入の有無

本管内部の状況

流下及び堆積の状況

- ① 滞水の有無
- ② 流下障害物の有無（土砂、モルタル、油脂、木根、不法投棄物等）

- ③ たるみ、蛇行、閉塞の有無（反対のマンホールからライトを当てた場合）

損傷の有無

- ① 破損の有無
- ② 継手不良の有無
- ③ 取付管の突き出しの有無

その他

- ① 悪質下水の流入の有無

3) 調査に用いる管口カメラの機材諸元は記載した性能以上とする。

- 画素素子：1/4インチ 38万画素CCD
- 最低複写体照度：4 lux
- ズーム倍率：40倍ズーム F=1.2~2.9
- 照明：ハロゲンランプDC12V35W 1灯

4) 管口テレビカメラ等による撮影内容は下記のとおりとし、DVD等で提出を行うこと。

イ) 周辺状況（デジタルカメラ）

調査箇所が判別できるよう、黒板に人孔番号を付番し、周辺状況を下流方向から水平に撮影すること。

ロ) マンホール内部（デジタルカメラ）

ステップの異常や、マンホール内部、インバート部等の破損があった場合、特に注意して撮影すること。

ハ) 管内部（管口テレビカメラ）

管内部については、撮影可能な範囲まで、ゆっくりズームしながら撮影すること。

異常がある箇所は特に注意し、破損等の状況がわかるように撮影すること。

上記の作業を上流側に立ち、下流側から時計回りに撮影すること。

二) ファイル形式

提出するデータは、発注者が閲覧可能な形式とし、調査票と対比できるファイル名とすること。また、提出する電子データはウイルスチェックを行うこと。

(5) 異常時の処置

調査の続行が困難になった場合は、ただちに監督員に報告し、指示を受けること。この場合においても、上下流から調査するなど、調査の完遂に努め、その原因を把握すること。

3 業務報告書

- (1) 点検結果は、業務報告書を作成し提出すること。また、提出する業務報告書の様式については、監督員の承諾を得ること。
- (2) 点検結果は、一般用DVDに収録し提出すること。
- (3) 点検結果の取りまとめ方法、記載書式、デジタルデータ形式については、監督員の指示に従うこと。
- (4) 点検結果で提出する写真には、番号、名称等を表示するとともに、これらの位置を図面にも表示すること。
- (5) 提出する業務報告書は、下記の事項について内容を明記すること。
 - 1) 点検結果報告書（調査結果を集計入力したもの）
 - 2) 点検票（製本）（点検結果を入力したもの）
 - 3) 写真帳（作業状況写真、黒板で箇所がわかるもの、マンホール蓋の表面、裏面、裏側の刻印（異常箇所のみ）、上部からの全景、破損状況が分かるもの。）
 - 4) 電子データ（業務報告書の電子データをDVDにまとめたもの（映像データ及び調書データ等））
 - 5) 業務日報（作業日報）
 - 6) 道路使用許可書の写し等
 - 7) 協議書等
 - 8) その他、監督員が必要とし、指示するもの。

4 その他

- (1) 調査中に緊急補修が必要な損傷箇所等が発見された場合、すみやかに監督員に報告し、必要に応じて対応等の協力を行うこと。
- (2) 出来高は工種及び区分費目別の設計内容を満足すること。
- (3) 本業務では設計値内において他の地区での調査に換える場合があるものとする。この場合の路線は監督員の指示を受けるものとする。

第 4 章 その他

1. 特に定めのない事項

- (1) 契約書、仕様書及び設計図書等に明示してない事項で、作業の実施上当然必要な事項については、受託者の負担において処理すること。
- (2) その他、特に定めのない事項については、速やかに監督員に報告し指示を受けて処理すること。

2. 特記事項

(1) 交通誘導員数

工 種	細 別	交通誘導員員数	施工時間	摘 要
仮設工	交通管理工	交通誘導警備員 A 3 人 (計上人員)	昼	
〃	〃	交通誘導警備員 B 3 人 (計上人員)	〃	

3. 暴力団又は暴力団関係者による不当介入に対する通報・報告義務

受注者は、受注者及び下請負人に対して暴力団又は暴力団関係者による不当介入があった場合は、警察及び発注者へ通報・報告しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

4. 弘前市情報セキュリティポリシーの遵守

受注者は、情報セキュリティの重要性について共通の認識をもつとともに、業務の遂行に当たって「弘前市情報セキュリティポリシー」を遵守すること。

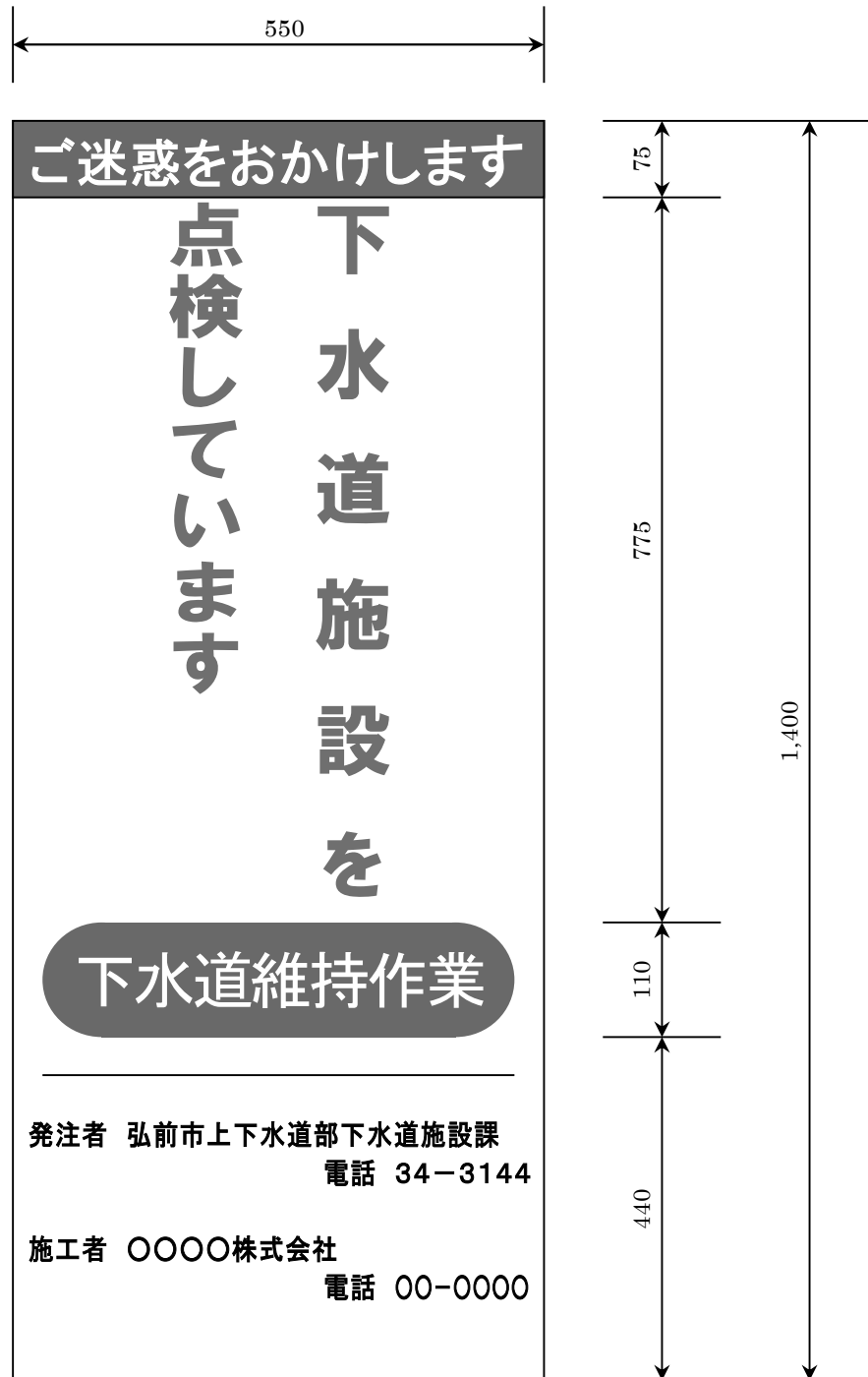
5. 点検記録表等の作成及び維持管理情報の登録について

受注者は、監督員と協議の上、NJS-Web Services SkyScraper「クラウド下水道台帳システムによる維持管理情報登録の流れ」の維持管理情報作成のルールに従い、維持管理情報システム「SkyScraperPL-WEBGIS」へ維持管理情報を登録し、別表2「様式3-1_点検記録表」を箇所毎に写真と合わせ作成し、提出すること。

また、その点検結果について、異常箇所は平面図に表記し、異常箇所集計表（蓋・マンホール・管きょ）と合わせ作成し提出すること。

業務委託標示板は、下記の記載例のとおりとする。業務区間の見やすい箇所に設置する。

業務委託標示板(記載例)



単位:mm

- 注(1) 色彩は「ご迷惑をおかけします」等挨拶文、「下水道維持作業」は青地に白抜き文字とする。
注(2) 「下水道施設を点検しています」等業務内容については青色文字とする。
注(3) その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。

業務内容（別表1）

工種	種別	細別	単位	数量	摘要
点検工					
			式	1	
	管口カメラ点検工	3号マンホール以下、深さ3m以下、 管径600mm未満	基	74	
報告書 作成工					
			式	1	
	管口カメラ点検工		基	74	
仮設工					
			式	1	
	交通管理工		式	1	

 内は変更後を示す

管渠・マンホール・マンホール蓋点検記録表
2023年版 (別表2)

実施年度:	実施日:
実施業者:	実施者:
処理区:	整理番号:

マンホール蓋点検、マンホール点検(健全→入力なし、異常有→入力)

調査・点検内容									
マンホールRECID				マンホール蓋		マンホール		マンホール	
点検項目		状況		有	シート番号	点検項目		状況	
蓋のタイプ		タイプ番号			1	マンホール種別			
耐荷重種別		T-			2	斜壁・直壁	腐食	腐食がある	
外観(蓋及び受け枠の破損・クラック)		欠け、クラックが生じている			2		破損	亀裂がある	
がたつき		がたつきがある			1		クラック	部分的にクラックがある	
表面摩耗		模様の高さとの段差が2mm以下			1		隙間・ズレ	隙間・ズレがある	
腐食(蓋裏)		発錆し、刻印等が判断できない			2	浸入水	浸入水がある		
蓋・受け枠間の段差	急勾配受け構造	蓋の沈み	蓋の沈み2mm以上		2	木根侵入	木根侵入がある		
	平受け構造・緩勾配受け構造	蓋の浮き	蓋の浮き10mm以上		2	足掛金具	腐食・劣化状況		
高さ調整部の損傷(欠け・充填不良・クラック)		欠け、クラックが生じている			2	インバート	インバート状況		
開閉機能の作動		人力では開閉不可能			2	汚れ	堆積物がある		
浮上・飛散防止機能の作動		作動しない(錠・蝶番の脱落、固着、腐食減肉が顕著)			2	臭気	臭気がある		
不法投棄・侵入防止機能の作動		容易に開く			2	流下状況	滞水がある		
転落・落下防止機能の作動		作動しない			2				
周辺舗装	損傷	穴、クラックがある			1				
	蓋と周辺舗装の段差	段差20mm以上			1				
不明		埋没、不明等			-				
蓋対策					マンホール調査				
特記事項									

管渠点検結果(健全→入力なし、異常有→入力)

管口カメラ等の映像がある場合、写真番号を登録

点検内容										
管渠										
管きよRECID	管きよRECID	管きよRECID	管きよRECID	管きよRECID	管きよRECID	管きよRECID	管きよRECID	管きよRECID	管きよRECID	
方向(1~12時)	方向(1~12時)	方向(1~12時)	方向(1~12時)	方向(1~12時)	方向(1~12時)	方向(1~12時)	方向(1~12時)	方向(1~12時)	方向(1~12時)	
管種	管種	管種	管種	管種	管種	管種	管種	管種	管種	
管径(mm)	管径(mm)	管径(mm)	管径(mm)	管径(mm)	管径(mm)	管径(mm)	管径(mm)	管径(mm)	管径(mm)	
シート番号	シート番号	シート番号	シート番号	シート番号	シート番号	シート番号	シート番号	シート番号	シート番号	
3	4	5	6							
点検項目		有	点検項目		有	点検項目		有	点検項目	
腐食			腐食			腐食			腐食	
たるみ・蛇行			たるみ・蛇行			たるみ・蛇行			たるみ・蛇行	
破損・クラック			破損・クラック			破損・クラック			破損・クラック	
継手ズレ			継手ズレ			継手ズレ			継手ズレ	
偏平(塩ビ管)			偏平(塩ビ管)			偏平(塩ビ管)			偏平(塩ビ管)	
変形(塩ビ管)			変形(塩ビ管)			変形(塩ビ管)			変形(塩ビ管)	
浸入水			浸入水			浸入水			浸入水	
詳細調査			詳細調査			詳細調査			詳細調査	
取付管突出			取付管突出			取付管突出			取付管突出	
油脂の付着			油脂の付着			油脂の付着			油脂の付着	
木根侵入			木根侵入			木根侵入			木根侵入	
モルタル付着			モルタル付着			モルタル付着			モルタル付着	
その他(詳細は特記事項へ)			その他(詳細は特記事項へ)			その他(詳細は特記事項へ)			その他(詳細は特記事項へ)	
堆積物の状況※1			堆積物の状況※1			堆積物の状況※1			堆積物の状況※1	
清掃(障害物等除去)			清掃(障害物等除去)			清掃(障害物等除去)			清掃(障害物等除去)	
模式図※2		ID		特記事項						
		0								
		0								
		0								
		0								

※1 堆積物の状況:以下の式より算出した値の範囲の番号(1~3)を記入

土砂深率(%)=土砂等の厚み(mm)÷管径(mm)×100 1:5%未満 2:5%~50% 3:50%以上

※2 下流方向を12時として、方向(1~12時)を記入

:入力が必要なセル